委託契約書

委託者●●●●●●●株式会社（以下「甲」と称する）と受託者　●●●●●社会保険労務士事務所　代表　●●●●●●（以下「乙」と称する）とは、甲の事業における社会保険労務士法第２条の業務について下記の通り契約する。

**第１条 業務の範囲**

１．業務の範囲は次のとおりとする。

１）労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成、提出

２）労働・社会保険諸法令に基づく帳簿類の調整

３）労務管理全般に関する相談、指導、調査、立会

２．前項の業務並びに付随する業務において、顧問報酬に含まれない業務は別表による。

**第２条 期間及び解除**

１．業務委託の開始日は令和　　年　　月　　日とし、終了日は令和　　年　　月　　日とする。

２．次のいずれかに該当する場合は、甲は、催告をせずに将来に向かって即時本契約を解除できるものとする。

１）乙の業務に故意または重大な過失がある場合

２）乙が本契約に定める守秘義務を遵守しない場合

３．次のいずれかに該当する場合は、乙は、催告をせずに将来に向かって即時本契約を解除できるものとする。

１）甲が必要書類、帳簿等の資料を乙に提示（提供）しないため、乙の業務処理に支障を来す場合

２）甲が提示（提供）する書類に意図的な改ざん等があることにより、乙の業務に支障を来す場合

**第３条 報酬額及び支払方法**

１．本契約の顧問報酬額、支払時期及び方法は別表による。

２．別表に掲げる顧問報酬に含まれない業務の報酬額は、その都度甲乙協議して定める。

**第４条 資料の提示**

１．乙が業務処理に必要な書類、帳簿及びその他の資料は、甲が乙に提示（提供）するものする。

２．前項の資料の不備に起因して生じた委託業務の瑕疵については、甲の責任とする。

**第５条 守秘義務**

１．乙は業務上知り得た甲の秘密、情報を他に洩らしてはならない。

２．前項の守秘義務は、委託契約の終了後も継続する。

**第６条 その他**

本契約書に定めの無い事項及び変更については、その都度甲乙協議して定める。

**第７条（反社会勢力の排除）**

１．本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

１）暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

２）暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会引導標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、

特殊知能暴力集団又はこれに類する集団又は個人

３）暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行う集団又は個人

２．甲又は乙は、反社会的勢力が、本契約の相手方となることを拒絶する。

３．甲又は乙は、本契約が締結された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合又は相手方が不当な要求行為を行った場合には、何らの催告をしないで本契約を解除することができる。

［別　表］

|  |  |
| --- | --- |
| 顧問報酬 |  |
| 支払い方法 |  |
| 支払いサイト |  |
| 顧問報酬に含まれない業務 |  |

以上の通り契約が成立したので、正本２通を作成して甲乙それぞれ記名押印し、各１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

〒●●●－●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

（甲）●●●●●●●●株式会社

代表者　　　代表取締役　　●●●●●●●●

〒●●●－●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

（乙）●●●●●●●●株式会社

代表者　　　代表取締役　　●●●●●●●●